資料２－３

新潟県犯罪被害者等見舞金支給事業補助金実施要領

（目的）

第１　この事業は、犯罪行為により死亡した者の遺族又は重傷病を負った者に対し、地域が寄り添う姿勢を示し、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を支援するため、市町村が支給した見舞金に対し、県がその一部を補助するもの。

（用語の定義）

第２　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　犯罪行為　日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他日本国における刑罰法令に規定する、人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 37 条第１項本文、第 39 条第１項又は第 41 条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第 35 条又は第 36 条第１項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。

(2)　重傷病　犯罪行為による負傷又は疾病により、療養に要する期間が１か月以上、かつ、通算３日以上の入院（精神疾患の場合は通算３日以上労務に服すことができない）と、医師に診断されたものをいう。

(3)　犯罪被害者　犯罪行為による死亡又は重傷病を受けた者をいう。

（補助対象事業）

第３　補助の対象となる事業は、次の各号に定めるところとする。

(1)　遺族見舞金

犯罪行為により死亡した者の第１順位遺族（第５の規定による第１順位の遺族（当該犯罪行為が行われたときにおいて県内に住所を有し、かつ、遺族見舞金の申請時において申請先の市町村内に住所を有する者に限る。）をいう。）に対し、市町村が一時金として支給する見舞金

(2)　重傷病見舞金

犯罪行為により重傷病を負った者（当該犯罪行為が行われたときにおいて県内に住所を有し、かつ、重傷病見舞金の申請時において申請先の市町村内に住所を有する者に限る。）に対し、市町村が一時金として支給する見舞金

２　前項各号の見舞金の対象となる犯罪行為については、警察に被害が認知されており、かつ、当該認知の事実が警察等の関係機関への照会等により市町村長が確認できることを要件とする。

３　第１項各号の見舞金は、犯罪行為の発生した日から１年以内に市町村に申請されたものとする。

なお、遺族見舞金において、同一の犯罪行為により重傷病見舞金の支給を受けていたときは、当該犯罪行為により重傷病を負った者が死亡した日から１年以内に市町村に申請されたものとする。

ただし、知事がやむを得ない理由により、規定する期間内に市町村への申請がで

きなかったと認めるときは、その理由がなくなった日から６か月以内とする。

４　遺族見舞金において、支給を受けることができる第１順位遺族が２人以上あるときは、第１順位遺族の代表者により市町村に申請されたものとする。

（補助額の調整）

第４　遺族見舞金において、同一の犯罪行為による重傷病見舞金にかかる補助金を交付していたとき、補助額はすでに交付した重傷病見舞金にかかる補助額を減じて得た額とする。

（遺族の範囲及び順位）

第５　遺族見舞金の支給対象となる遺族は、犯罪被害者の死亡時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

(2)　犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（以下「生計維持家族」という。）

(3)　前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

２　犯罪被害者の死亡当時、胎児であった子がその後出生した場合において、前項の規定の適用については、その母が犯罪被害者の死亡の当時、犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときは同項第２号の子とし、その他のときにあっては、同項第３号の子とみなす。

３　遺族の順位は、第１項各号に掲げる順序とし、同項第２号及び第３号に掲げる者のうちにあっては、それぞれ当該各号に掲げる順序とする。この場合において、父母については養父母を先にし、実父母を後とする。

ただし、第１順位遺族が当該見舞金の申請をしない場合は、第２順位以降の遺族は、当該見舞金を申請することができない。

４　第１項の規定にかかわらず、犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、当該犯罪被害者の死亡によって遺族見舞金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の支給を受けることができる遺族としない。

（交付の制限）

第６　知事は、次の各号に掲げる場合は、補助金を交付しないことができる。

(1)　犯罪被害者又は第１順位遺族が、他の地方自治体から当該見舞金と同種の支給を受けているとき。

(2)　当該死亡又は重傷病の原因となった犯罪行為が行われたときにおいて、犯罪被害者又は第１順位遺族と加害者の間に親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）があったとき。

ただし、知事が交付対象として認める特段の理由がある場合は、この限りでない。

(3)　犯罪被害者又は第１順位遺族が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪行為による死亡又は重傷病につき、犯罪被害者又は第１順位遺族にも、その責めに帰すべき行為があったとき。

(4)　犯罪被害者又は第１順位遺族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号及び第６号に定める暴力団、暴力団員のほか、暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等密接な関係を有する者であったとき。

(5)　前４号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき。

（補助金の返還）

第７　知事は、市町村長が見舞金の支給をした者に対し第６の規定により見舞金の支給決定の全部又は一部を取り消した場合において、すでに当該見舞金にかかる補助金が交付されているときは、その返還を求めるものとする。

附　則

この要領は、令和３年５月 12 日から施行し、同年４月１日以降に発生した犯罪行為による死亡又は重傷病に適用する。